

新地町住宅用太陽光発電システム設置費補助金概要



1. 目的

新地町内の住宅における自然エネルギーの利用拡大とエネルギーの地産地消を推進し、持続可能な環境都市の暮らしを実現するため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に対して、町がシステム設置に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 申請期間

令和8年5月1日（金）から令和9年3月31日（水）

※ただし、補助申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

3. 補助金額

太陽光発電システム公称最大出力1キロワット当たり30,000円

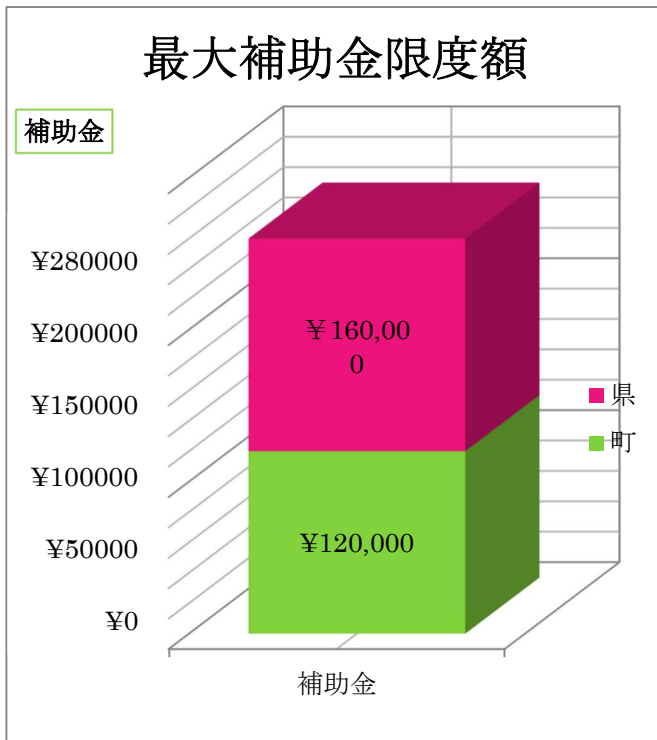
※上限は4.00kWで最大120,000円となります。

例えば、公称最大出力が3.71kWのシステムの場合、

$30,000\text{円/kW} \times 3.71\text{kW} = 111,000\text{円}$ （千円未満は切り捨て）

※公称最大出力が10kW以上の設備は補助対象外です。

【参考】最大補助金額



○最大補助金額(県、町申請した場合)

県：上限は4.00kWで最大160,000円、1kW40,000円

町：上限は4.00kWで最大120,000円、1kW30,000円

補助金額合計：280,000円

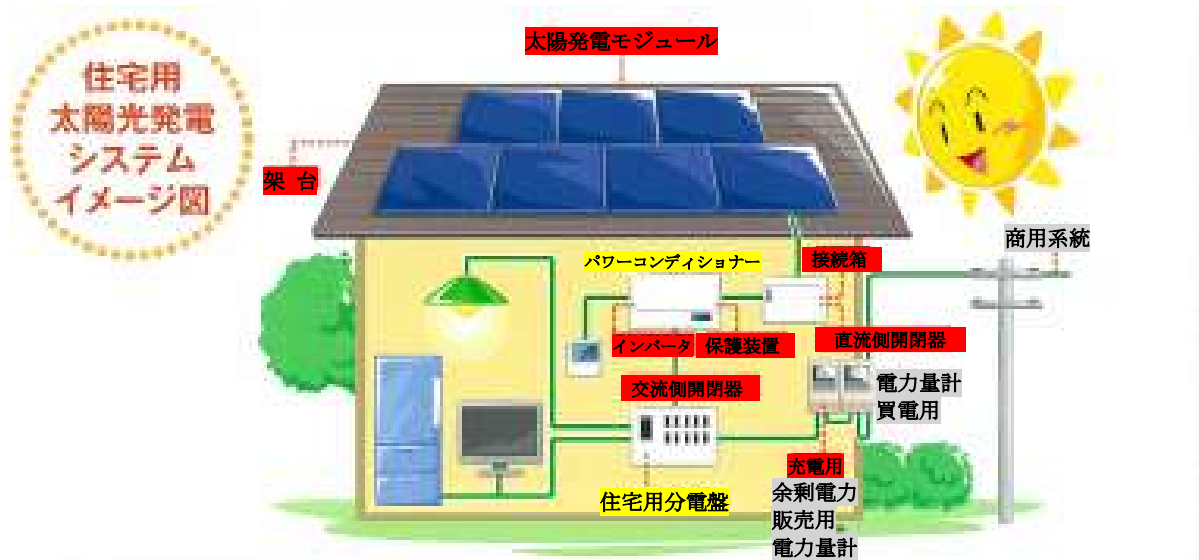
※福島県で実施する補助金の詳細は、県の担当窓口へお問い合わせください。

4. 対象者（全ての要件を満たす方）

- （１）新地町内に住民票がある方
- （２）町内に自らが所有し，又は同居の親族等が所有する住宅であって，かつ，自己の居住に供する住宅に電力を供給する目的でシステムを設置した方又はシステムを設置した住宅を購入し，かつ，その建物の引渡しを受けた方
- （３）電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を結んだ方
- （４）町税を滞納していない方
- （５）この補助金を受けたことがない方
- （６）ただし、初期費用０円モデル及びリースによる設置を除く

5. 補助対象となる太陽光発電システム（全ての要件を満たす方）

- （１）住宅用であること } ただし、店舗等との併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が2分の1以上のものに限る。
- （２）未使用品であること



（福島県再生可能エネルギー推進センターパンフレットより）

※4kW システムの場合、太陽電池モジュールの設置面積は約 25～40㎡で、
重さは架台などの設置部材を含めて 400～550kg 程度です。

6. 申請方法

太陽光発電システムの設置が完了した日（太陽光発電システムの電力需給開始日）から 12ヶ月以内に「新地町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」に必要書類を添付し、新地町企画政策課まで申請。

7. お問い合わせ・申請先（受付時間：9：00～17：00（土日祝日は除く））

新地町企画政策課

住所：新地町谷地小屋字樋掛田30番地 TEL：0244-62-2112

ホームページ <https://www.shinchi-town.jp/>

※処分の制限

この補助金を利用して設置した太陽光発電設備は、法定耐久年数（17年）の期間内は処分することができません。
（処分せざるを得ない場合は、事前に新地町に対し、処分承認申請書を提出し、承認を受けてください。）